

地域包括ケア病床増床のご案内

2019年4月より3病棟の一部を地域包括ケア病床へ変更し16床増床します。2病棟の地域包括ケア病棟と合わせて、当院の地域包括ケア病床は53床となります。

2病棟（4F）	37床	2016年4月
3病棟（5F）	16床	2019年4月



■ 地域包括ケア病床とは

急性期治療が終了した後、患者様に安心して自宅や施設に退院いただくため、在宅復帰に向けて治療、看護、リハビリテーションなどを行うことを目的とした病床です。自宅や施設（一部の施設除く）に復帰予定の方であれば対象となり、リハビリテーションをしない方も対象となります。

具体的には、次のような患者様が対象となります。

- ① 急性期治療により状態は改善したが、退院前にもう少し経過観察が必要な方
- ② 急性期治療により症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
- ③ 肺炎・急性胃腸炎・骨折等の軽～中等度急性疾患の治療が必要な方
- ④ 自宅や施設における療養準備が必要な方

※ 在宅や施設などで療養中に具合が悪くなり、緊急入院が必要な方も対象となります。



■ 入院費について

- 地域包括ケア病床に入院された場合、入院費の計算方法は急性期病床とは異なり、「地域包括ケア病棟入院料 1」又は「地域包括ケア入院医療管理料 1」を算定させていただきます。
- 入院費は定額となり、リハビリテーション、投薬料・注射料（一部除く）、処置料、検査料、画像診断料、入院基本料などが含まれます。

※入院基本料等加算・特定入院料、手術・麻酔、摂食機能療法などは、定額に追加となります。

『地域包括ケア病床』に入院された患者様には、在宅復帰をスムーズに行うため、「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医、看護師、理学療法士、作業療法士、在宅復帰支援担当者などが協力して、患者様のリハビリテーションや在宅支援（相談・準備等）を行ってまいります。

（注）病状が安定しましたら、原則として、ご自宅、施設などに退院していただきます。地域包括ケア病床の入院日数は保険診療で規定されており、**最大でも60日**までです。

当院の地域包括ケア病床のイメージ



※病状の変化により、主治医が集中的な治療が必要と判断した場合、急性期病床に病室を移動していただくことがあります。